

納税通知書送達後適用不可一覧

- ①上場株式に係る特定配当等に係る所得(令和5年度分まで)
第32条第13項、第313条第13項
- ②上場株式等に係る特定株式等譲渡所得金額に係る所得(令和5年度分まで)
第32条第15項、第313条第15項
- ③青色・白色事業専従者給与に係る必要経費の新規算入
第32条第3項及び第6項、第313条第3項及び第6項
- ④特定居住用財産の譲渡損失及び繰越控除
附則第4条の2第3項及び第4項及び第9項及び第10項
- ⑤居住用財産の買替え等の場合の譲渡損失及び繰越控除
附則第4条第3項及び第4項及び第9項及び第10項
- ⑥阪神・淡路大震災に係る雑損控除額等の特例
附則第4条の3第2項及び第5項
- ⑦住宅借入金等特別控除(平成30年度分まで)
附則第5条の4第3項及び第8項、附則第5条の4の2第2項及び第7項
- ⑧肉用牛売却所得の課税特例措置
附則第6条第1項及び第4項
- ⑨居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の住民税の課税の特例
附則第34条の3第2項及び第4項
- ⑩特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得
附則第35条の2の3第3項及び第7項
- ⑪上場株式等の譲渡損失及び繰越控除(令和5年度分まで)
附則第35条の2の6第1項及び第5項及び第11項
- ⑫特定中小会社の株式譲渡所得(損益通算及び繰越控除を含む)
附則第35条の3第2項及び第3項及び第5項及び第12項及び第13項及び第15項
- ⑬先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除
附則第35条の4の2第1項及び第7項
- ⑭東日本大震災に係る雑損控除額等の特例
附則第42条第2項及び第5項
- ⑮東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例
附則第44条の2第3項及び第6項
- ⑯特定適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例
福島市市条例附則第18条の3の2